

尾北シニアネット 会則

2019年4月22日改定
(太字部分は今回の改定箇所)

(名 称)

第1条

本会は、尾北シニアネットと称する。

(事 務 所)

第2条

本会は事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条

本会は、会員が情報技術能力を身につけ、情報技術を通して中高年の生きがいづくり、仲間づくりを推進するため、コミュニケーションの場や、学習教育環境などの場を提供するとともに、会員が生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員に向けた情報活用のための講座の開催。
2. 自治体等からの要請に基づく市民対象のICT講習会および相談会の開催。
3. 地域のICTリーダーを養成する事業
4. 会員の生きがい創生を支援する事業。

(会 員)

第5条

本会は第3条に掲げる目的に賛同する個人をもって組織する。

1. 会員の入会条件は特に定めない。
2. 会員として入会しようとするものは、会のホームページから申し込み、附則に定める入会金を納めるものとする。ただし、退会から1年未満の再入会の場合は入会金を免除する。
3. 会員は附則に定める年会費を、通常総会終了後から翌月末日までに納めるものとする。
4. 会員の資格喪失。
 - ①退会届の提出
 - ②本人の死亡
 - ③会費を期日までに納付しなかった場合
ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。
 - ④除名された時

(サークル)

第6条

1. 会員の有志により本会の目的に沿う形で結成され、役員・サークル**および部会責任者会（以下第11条を除き「役員会」という）**で承認された下部組織をサークルと呼称する。
2. サークルの代表者は、**役員会**で推薦され、本人の承諾を得て就任する。
3. サークルへの入会は、尾北シニアネットの会員に限る。
4. サークルの運営については、サークル代表者を中心に自主的に行うものとする。

(役員)

第7条

本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 1 名
3. 会 計 1 名
4. オブザーバー 若干名
5. 監 事 1 名 (非常勤)
6. 事務局 1 名

(役員を選出)

第8条

1. **会長、副会長、会計**は、サークルより選出した者、もしくは会員の中から募った**候補者のうち役員会の承認を受けた者**とし、いずれも総会において承認を受けて就任する。
2. オブザーバー、事務局は、**役員会が会員から選出・承認し、総会の承認を受けて就任する。**
3. **監事は、会長、副会長、会計経験者から役員会が選出・承認し、総会において承認を受けて就任する。**

(役員の任期)

第9条

1. 役員の役職任期は1年とし、次の通常総会で交代する**ものとするが、再任を妨げない**。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第10条

1. 会長は、本会を代表して会務を掌る。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は不在時はその職務を代行する。**また、会計の補佐にあたる。**
3. 会計は、会の入出金業務全般、出納簿の作成を担う。
4. オブザーバーは、**役員会**に出席し、意見を述べ**議決**に加わる。
5. 監事は、本会の会計その他の事務を監査する。
6. 事務局は、会員の入退会管理、アドレス変更、メーリングリストの管理など事務全

般を担う。

(会 議)

第11条

本会の会議は、総会、役員・サークル**および部会責任者会**とする。

(総 会)

1. 総会は、総会出席会員をもって構成する。
2. 総会は、毎年4月に会長がこれを招集する。**ただし役員・サークルおよび部会責任者会**が特に必要と認めたときは、会長は臨時にこれを招集しなければならない。
3. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
4. **総会は下記事項を協議し議決する。**
 - ① 予算及び決算に関すること。
 - ② 事業計画及び事業報告に関すること。
 - ③ 会則の変更に関すること。
 - ④ その他本会の運営に関する重要な事項で、**役員・サークルおよび部会責任者会**が必要と認めた事項に関すること。**総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。**

(役員・サークル**および部会責任者会**)

1. 会議の構成員は、第7条に規定する**役員**（ただし、監事を除く）、サークル代表者**および部会責任者**をもって構成する。
2. 会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。
3. 会議の議長は、会長がこれにあたる。
4. 会議の**議決**は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
5. 会議は、次の事項を協議し**議決**する。
 - ① 総会に付議すべき事項に関すること。
 - ② 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(部 会)

第12条

1. 本会の活動目的を遂行するために次の役割を持つ部会を置く。
 - ① **講座部会**
講座部会は、会員に向けた情報活用のための講座（ミニ講座など）、自治体等からの要請に基づく市民対象のICT講習会の企画および運営を行う。
 - ② **PC初心者相談部会**
PC初心者相談部会は、自治体等からの要請に基づく市民対象のPC初心者のための相談会の企画および運営を行う。
 - ③ **催事部会**
催事部会は、全会員を対象としたセミナー、親睦会などの行事の企画および運営を行う。
2. 各部会の部会長は、役員会で推薦され、本人の承諾を得て就任する。
3. 各部会の部会員は、本会会員からの希望者、推薦を受けた者とする。

4. 各部会は、役員会に付議する事項および役員会で提示された事項に関することを協議・執行する。
5. 各部会の運営は、各部会の総員の協力で行う。

(運営協力者)

第13条

1. 本会の運営に継続的に携わる者を「運営協力者」とする。
2. 運営協力者の範囲は、役員会で決定する。
3. 運営協力者の任期は本会事業年度と同一とする。別に定めのある場合を除き、再任は妨げない。ただし、役員と兼務となっている者は、兼務している役員職については第9条（役員の任期）による。
4. 運営協力者には、手当を支払う。ただし、事業年度末日より前に辞任した者には支払わない場合がある。

(会 計)

第14条

1. 本会の収入は、入会金・会費・受託事業受託料・講座受講料・寄付金その他をもってあてる。
2. 本会の運営に必要な支出は、以下の項目とする。
 - ①会運営に係る総会などの会議費用
 - ②会運営に係るホームページ運営・メーリングリスト等の広報・連絡の費用
 - ③運営協力者の手当額
 - ④サークル運営に係る会場費を含む補助金
 - ⑤情報活用のための講座およびICT講習会開催に係る講師及び講師補助報酬・利用機器代・会場費などの費用
 - ⑥その他会運営に必要で、役員会で承認された費用
3. 第1項の収入及び第2項の支出経費は、第2項第6号を除いて予算案として役員会で協議・決定し、総会で承認を得る。第2項第6号については、「予備費」として予算計上し、会計報告時に総会の承認を得る。
4. 事業年度内に発生した支出経費は、年度末日までに精算する。
5. 会計報告は、監事の監査を受け、総会で承認を得る。

(事業年度)

第15条

1. 本会の事業年度（会計年度）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(そ の 他)

第16条

1. その他、この会則の施行にあたり必要な運営詳細については、別に定める内規による。内規は役員会で定めてこれに従う。
2. 万一、会則に定めのない事象が発生した場合は、**役員会で議決**、実行する。この場合、会則変更が必要となれば、次の総会で承認を受ける。

(会則の改廃)

第17条

本会則の改廃は、総会で承認を受け同日から施行する。

以上

附 則

1. 本会の入会金は1,000円とする。
2. 会費は年額2,500円（平成28年度から）とする。
ただし、下半期（10月1日～翌年3月31日）の入会者の会費は、半額とする。
3. 退会にあたり、既に納付した会費は返金しない。

今回、会則の全面見直しを行った結果、主な改定項目は以下の通り
主旨

1. 持ち上がり制の廃止に伴う役員等の選出方法および役員の構成の変更を行う
2. 運営委員会を部会と変更することに伴う変更を行う
3. 情報機器の多様化への対応を行う
4. 重複条項をまとめる等の変更を行う
5. 文言の整理

改定項目の要旨

1. 「及び」、「但し」と「当たる」をひらがな書きに統一
2. 「決議」、「議事」など審議し決定することを「議決」に統一
3. 第4条、事業の項の項目を入れ替え
4. 第5条、資格喪失の項に文言追加
5. 第8条、役員を選出方法を変更
6. 第11条、会議の名称変更、および文言整理
7. 第12条、部会を新設
8. 第13条、現状に合わせ文言整理
9. 第14条、会計の収入・支出内容の明文化および文言整理
10. その他、会則全般に渡り、条数の振り直し、細かな字句の整理